

空き家の解体費用を一部補助します

●問い合わせ 役場総合政策課 総合政策係 ☎096(293)3118

老朽危険空家等の解体撤去を行う所有者などに、その費用の一部を補助します。補助を受けるためには事前調査に申し込み、補助対象かどうかの判定を受ける必要があります。

※空家等とは、1年以上居住その他の使用がなされていないことが常態である建築物をいいます。

補助金申請の流れ

事前調査申し込み→事前調査(補助対象に該当するか
の判定)→補助金の交付申請→補助金の交付決定→解
体工事→工事の審査・現地調査→補助金の確定・支
払い

※交付決定後に、解体実施業者と契約してください。

補助対象空家等

老朽危険空家等(要事前調査)…老朽化し、近隣及
び道路に影響を及ぼす可能性のある住宅または店舗
等併用の住宅。

補助対象者

- ・老朽危険空家等の所有者またはその相続人
- ・老朽危険空家等が所在する敷地の所有者またはその相続人

補助金額(上限50万円)

補助金額=解体工事費(消費税別)×8/10×2/3

例) 解体工事費132万円(消費税込)の場合
補助金額=120万円(消費税別)×8/10×2/3
=64万円⇒**上限50万円**



事前調査申込期間: 5月16日(月)～6月10日(金)

予定戸数 : 5戸

※その他各種条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

住宅や地盤の改修・改良に掛かる費用を補助します

●問い合わせ 役場都市計画課 建築係 ☎096(293)4011

●申請受付期間 5月16日(月)～11月30日(水)

※期限前でも予算がなくなり次第、受付を終了します。

戸建木造住宅耐震診断士派遣事業

目視と図面などで診断する一般診断方法により住宅の地震
に対する強さを診断します。

●対象住宅(次のすべてに該当するもの)

- ・町内に所在する戸建木造住宅で、現に居住しているもの
- ・在来軸組工法で建築された、平屋建てもしくは2階建ての
もの
- ・平成28年熊本地震で被災したものまたは昭和56年5月
31日以前に着工したもの
- ・原則として、建築基準法に係る違反のないもの

●診断費用 5,500円

戸建木造住宅耐震改修等事業補助金

熊本地震で被災した住宅の耐震改修や、耐震基準を満たさ
ない住宅の耐震改修などに掛かる費用の一部を補助します。

●対象住宅

左の「戸建木造住宅耐震診断士派遣事業」と同じ

●補助上限額

- ・設計+改修工事 ⇒ 100万円
- ・設計+建替え工事 ⇒ 100万円
- ・耐震改修設計 ⇒ 20万円
- ・耐震改修工事 ⇒ 60万円
- ・シェルター工事 ⇒ 20万円

地盤改良工事補助金

熊本地震で被災した住宅を解体し、同一敷地内に住宅を
再建する際に、軟弱地盤と判定された場合の地盤改良工事
費用の一部を補助します。

●補助対象となる工事

被災した住宅を解体し、同一敷地内に住宅を再建する際
の住宅建屋下の地盤改良工事
※既に地盤改良工事が済んでいる宅地も対象となります。

●補助額

地盤改良工事費用に掛かった額が40万円未満の場合は2
分の1補助、それ以外は20万円

ブロック塀撤去補助金

町では地震発生時における人身事故の防止と避難経路
の確保を目的に、危険なブロック塀などの撤去を実施す
る費用の一部を補助します。

●ブロック塀などの条件(次のすべてに該当するもの)

- ・避難路に面したブロック塀など
- ・ブロック塀などが面する道路面からの高さが80cm以上
- ・ブロック塀など自体の高さが60cm
- ・点検表の確認で不適合で、安全性が確保できない

●補助額(上限20万円)

ブロック塀など撤去工事に掛かる費用の3分の2

新型コロナウイルス ワクチン接種のお知らせ

※掲載内容は4月22日現在のものです

●問い合わせ 役場新型コロナウイルス感染症対策室 ☎096(285)7787

追加接種(3回目接種)を進めています

3回目接種の対象年齢は12歳以上で、2回目接種を完了
した日から6カ月を経過した人へ順次接種券を送付してい
きます。予約は毎週水曜日午前9時から1週間ずつの接種期
間を受け付け予定です(水曜日が祝日の場合は翌木曜日に受付
をします)。

12歳～17歳の3回目接種

12歳～17歳の人追加接種の対象です。2回目接種を
終了した日から6カ月経過した対象の人には、4月中旬に接種
券を送付しています。追加接種はファイザー社製のみです。

5歳～11歳の小児用ワクチン接種がはじまりました

小児用のワクチン接種を実施しています。対象者には別途
通知を送付しています。

●ワクチンの種類 ファイザー社製(小児用)

※12歳以上のワクチンに比べ、有効成分が1/3になっ
ています。

●接種回数 2回(1回目と2回目は3週間の間隔をあけて)

予約は1回目のみ行ってください。2回目は3週間後
の同じ医療機関、同じ時間にご案内します。

5歳以上11歳以下の新型コロナウイルスワクチン接
種は、予防接種法上の「努力義務」の対象になっていま
せん。接種は、感染症予防の効果と副反応のリスク双方
について正しい知識を持ち、保護者の意思に基づいてご
判断ください。

5歳・12歳のワクチン接種は

ワクチン接種は対象の年齢にならないと接種ができません。
5歳のお子様は、誕生日の月末に通知を送付していく
予定です。12歳の誕生日の前々日まで小児用ワクチンが接
種可能です(12歳の誕生日前日からは、12歳以上用ワク
チン接種の対象となりますのでご注意ください)。11歳の
時点で1回目の小児用ワクチンを接種した場合、12歳の誕
生日後に接種する2回目のワクチンは、小児用ワクチンで
す。5月の予約の受け付けは、5月12日(木)午前9時か
らです。

予約方法

追加接種、小児接種ともに、予約は町専用予約サイ
トまたは町ワクチン接種コールセンターで受け付けま
す。

●大津町専用予約サイト

<https://vaccine-yoyaku.jp/ozu/>

●大津町ワクチン接種コールセンター

☎096(352)6666

大津町専用予約
サイトはこちら▶



県民広域接種センターは5月22日まで

現在、グランメッセで県が実施している
県民広域接種センターは5月22日までで
す。武田/モデルナ社製ワクチンのため18
歳以上の追加接種対象者のみが接種できま
す。予約は随時受け付けています。平日夜
間や休日の接種を希望する場合は、ぜひご
利用ください。

予約はこちら▼



接種券が届かない場合

2回接種から6カ月を経過して、接種券がお手元
に届いていない場合は、お問い合わせください。

役場新型コロナウイルス感染症対策室

☎096(285)7787

連休中も コロナ対策は 念入りに

連休で県外との往来が
増加することが予想され
ます。手洗い・うがいや、
マスクの着用、3密の回
避など感染症対策の継続
をお願いします。

